

前 年 度 【 令 和 5 年（2023年） 度 】 実 績

報 告 書						
種 別	品 名	原産地等	報告者の氏名	電話番号	FAX	電子メールアドレス
特別管理産業廃棄物を排出する事業場を施設別に管理する事業場を施設別に管理する事業場の名称	特別管理産業廃棄物を排出する事業場を施設別に管理する事業場の名称	報告者の氏名	報告者の氏名	報告者の電話番号	報告者のFAX番号	報告者の電子メールアドレス
大阪府松原市中宮大池1-1-1	株式会社少井9地方製造所	佐佐木新太郎	072-840-1021	072-850-2810		

特別管理産業廃棄物の種類		計 算 の 数 値 表																
コード	品 名	① 排出量(t)	② 自ら資源再生利 用した量(t)	③ 自ら資源再生利 用した量(t)	④ 自ら中間処理し た量(t)	⑤ そのうち中間処理 を行った量(t)	⑥ 自ら中間処理し た後の焼却量(t)	⑦ 自ら中間処理し た後焼却量に よって減量した量(t)	⑧ 自ら中間処理し た後焼却量に よって減量した量(t)	⑨ 自ら中間処理し た後焼却量に よって減量した量(t)	⑩ 自ら中間処理し た後焼却量に よって減量した量(t)	⑪ 自ら中間処理し た後焼却量に よって減量した量(t)	⑫ 自ら中間処理し た後焼却量に よって減量した量(t)	⑬ 自ら中間処理し た後焼却量に よって減量した量(t)	⑭ 自ら中間処理し た後焼却量に よって減量した量(t)	⑮ 自ら中間処理し た後焼却量に よって減量した量(t)	⑯ 自ら中間処理し た後焼却量に よって減量した量(t)	⑰ 自ら中間処理し た後焼却量に よって減量した量(t)
		① 排出量(t)	② 自ら資源再生利 用した量(t)	③ 自ら資源再生利 用した量(t)	④ 自ら中間処理し た量(t)	⑤ そのうち中間処理 を行った量(t)	⑥ 自ら中間処理し た後の焼却量(t)	⑦ 自ら中間処理し た後焼却量に よって減量した量(t)	⑧ 自ら中間処理し た後焼却量に よって減量した量(t)	⑨ 自ら中間処理し た後焼却量に よって減量した量(t)	⑩ 自ら中間処理し た後焼却量に よって減量した量(t)	⑪ 自ら中間処理し た後焼却量に よって減量した量(t)	⑫ 自ら中間処理し た後焼却量に よって減量した量(t)	⑬ 自ら中間処理し た後焼却量に よって減量した量(t)	⑭ 自ら中間処理し た後焼却量に よって減量した量(t)	⑮ 自ら中間処理し た後焼却量に よって減量した量(t)	⑯ 自ら中間処理し た後焼却量に よって減量した量(t)	⑰ 自ら中間処理し た後焼却量に よって減量した量(t)
17000	①引火性廃油	30.168																
27100	②強酸	0.001																
37200	③強アルカリ	0.024																
47300	④炭石綿等	0.040																
57429	⑤ばいじん(有害)	35.290																
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
合計		65.491	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) トン未満は単位として四捨五入、ただし、数値が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。
また、四捨五入するのと必ず表記されている場合は、小数点以下まで正確に表記してはならない。

今年度【令和6年（2024年）度】目標

基本情報						
種別	名称	原産地	製造者	製造番号	FAC	電子シリアルナンバー
産業廃棄物を排出する事業場を統一的に管理する方式等の整備		産業廃棄物を排出する事業場を統一的に管理する方式等の整備		報告責任者の氏名	報告責任者のFAC番号	報告責任者の電子シリアルナンバー
大阪府松原市中宮大池1-1-1		株式会社少井9地方製造所		佐佐木 健一	072-840-1021	072-850-2810

特別管理産業廃棄物の種類		計 算 の 数 値 表																
品名		① 排出量(t)	② 自ら資源再生利用した量(t)	③ 自ら資源再生分した量(t)	④ 自ら中間処理した量(t)	⑤ そのうち中間処理を行った量(t)	⑥ 自ら中間処理した後の焼却量(t)	⑦ 自ら中間処理した後の焼却量(t)	⑧ 自ら中間処理した後の焼却量(t)	⑨ 自ら中間処理した後の焼却量(t)	⑩ 自ら中間処理した後の焼却量(t)	⑪ 自ら中間処理した後の焼却量(t)	⑫ 自ら中間処理した後の焼却量(t)	⑬ 自ら中間処理した後の焼却量(t)	⑭ 自ら中間処理した後の焼却量(t)	⑮ 自ら中間処理した後の焼却量(t)	⑯ 自ら中間処理した後の焼却量(t)	⑰ 自ら中間処理した後の焼却量(t)
① 引火性廃油		29.884																
② 強酸		0.001																
③ 強アルカリ		0.024																
④ 炭石綿等		0.040																
⑤ ばいじん(有害)		34.907																
合計		64.836	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) トン単位は原則として四捨五入、ただし、数値が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。
また、四捨五入するのと必ず表記されている場合は、小数点以下まで正確に表記して可。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和6年(2024年) 6月 26日	
枚方市長 殿	
住 所 枚方市中宮大池1丁目1番1号	
提出者	
氏 名 株式会社クボタ 枚方製造所	
所 長 桂 太 郎	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 072-840-1021	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社クボタ 枚方製造所
事業場の所在地	枚方市中宮大池1丁目1番1号
計画期間	令和6年（2024年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	26:生産用機械器具製造業
② 事業の規模	製造品出荷額：282,815 百万円／年（2023年4月～2024年3月実績）
③ 従業員数	1,824人（2024年4月現在）
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙参照

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙のとおり			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	別紙のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) ・塗料歩留率の向上による引火性廃油（廃塗料）の削減 ・廃シンナーの再生加工または有価物化による引火性廃油（廃塗料）の削減		
②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	別紙のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) ・塗料歩留率の向上による引火性廃油（廃塗料）の削減の推進 ・廃シンナーの再生加工または有価物化による引火性廃油（廃塗料）の削減の推進		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ばいじん、引火性廃油等の処理ルート別に分別、保管している。		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別の徹底		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	—	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 現状、自ら再生利用無し		
②計画	【目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	—	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も自ら再生利用の予定無し		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	—	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により 減量した特別管理 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 現状、自ら中間処理無し		
②計画	【目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	—	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により 減量する特別管理 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も自ら中間処理の予定無し		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 現状、自ら埋立処分、海洋投入無し		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 今後についても、自ら埋立処分、海洋投入処分の予定無し		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	別紙のとおり	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり t	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり t	t
	（これまでに実施した取組）		
	・現状の委託処理業者に対しては、定期的（1回/年）に処理状況の確認を、産廃情報ネットや各社HP公開情報により実施。 ・新規に処理業者と委託契約を締結する場合は、事前に、処理状況を産廃情報ネットや各社HP公開情報で実施し、問題がない事を確認した後に行う。		

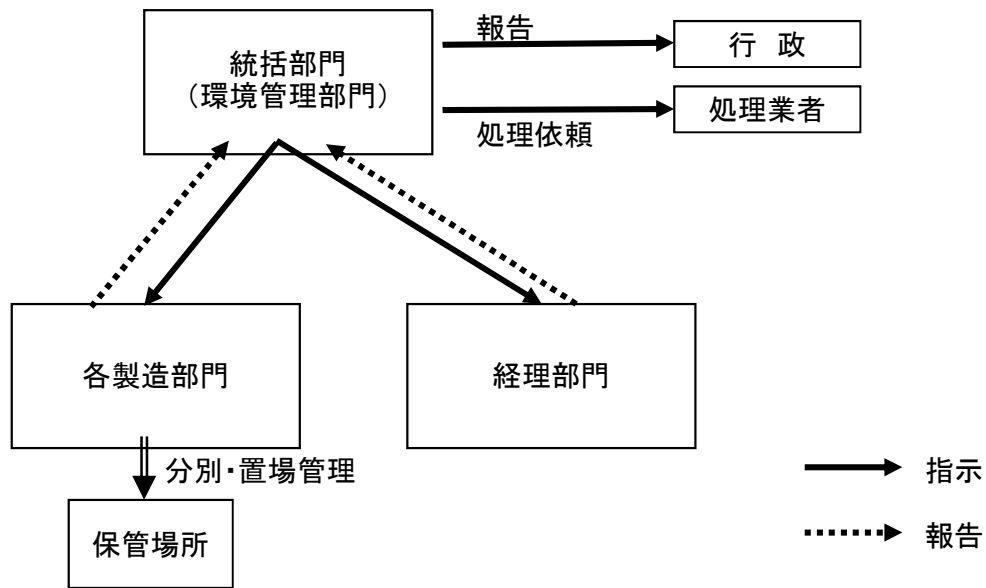
②計画	【目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	別紙のとおり	
	全 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	別紙のとおり t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	別紙のとおり t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	別紙のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	- 新規の処理業者に委託する場合は、可能な限り優良認定業者を選定する。 - 現状の委託処理業者に対しては、引続き定期的（1回/年）に処理状況の確認を、産廃情報ネットや各社HP公開情報により実施。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)		65.491 t
※事務処理欄	(今後実施する予定の取組)		
	電子情報処理組織（電子マニフェスト）は使用済みであり、今後も引き続き電子マニフェストによる処理委託を徹底していく。		

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

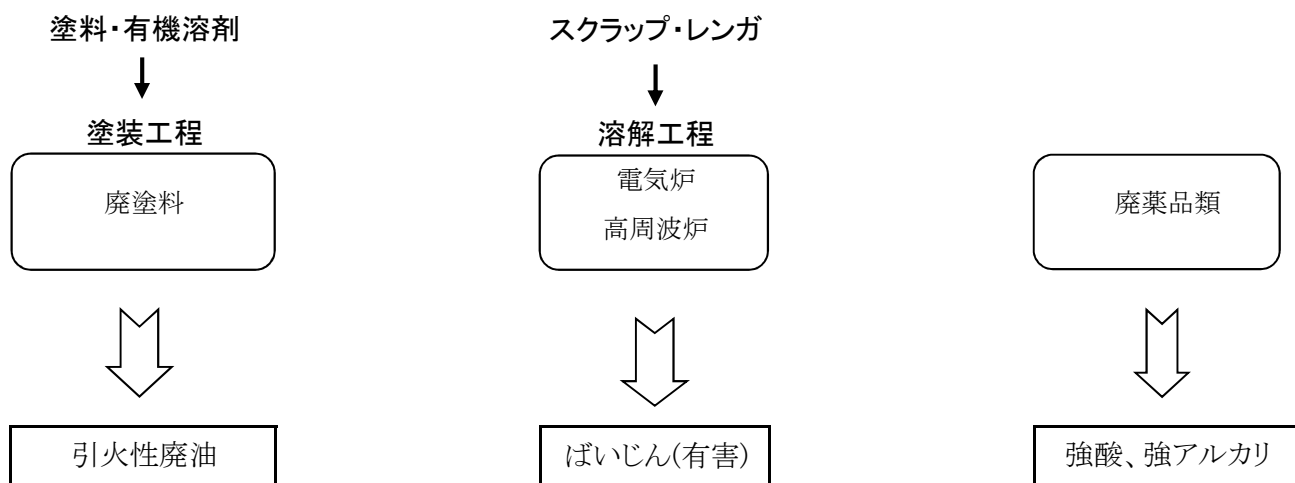
【管理体制図】



【各部署の役割】

部署	役割
統括部門	・処理業者への処理依頼 ・産業廃棄物の発生から処分に至るまでの帳簿等を作成して統括的に把握管理 ・産業廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量、排出量及び性状等のチェック、集計等 ・行政に対する報告等 ・処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票(マニフェスト)等の管理 ・産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する社内啓発 ・廃棄物の資源化・減量化及び適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定及びその実施 ・産業廃棄物の分析及び環境事象の分析、測定等
各製造部門	・産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 ・保管施設での保管量の把握等 ・上記内容を統括部門に報告
経理部門	・産業廃棄物の適正処理費用の算出 ・委託料金の支払方法による業者管理 ・上記内容を統括部門に報告

特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 発 生 フ ロ ー



断熱材等



廃石綿等